

第 4 3 号議案

桶川市保育所設置及び管理条例及び桶川市市民活動サポートセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例

第 1 条 桶川市保育所設置及び管理条例（昭和 5 4 年桶川市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前			改正後		
(設置)			(設置)		
第1条 略			第1条 略		
保育所の名称	定員	位置	保育所の名称	定員	位置
桶川市鴨川保育所	110人	<u>桶川市大字下日出谷88番地の4</u>	桶川市鴨川保育所	110人	<u>桶川市下日出谷東一丁目3番地の4</u>

第 2 条 桶川市市民活動サポートセンター設置及び管理条例（平成 2 6 年桶川市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前	改正後
(設置)	(設置)
第1条 桶川市協働推進条例(平成25年桶川市条例第12号。以下「推進条例」という。)第8条の規定に基づき市民活動を支援し、及びその促進を図るため、桶川市市民活動サポートセンター(以下「センター」という。)を <u>埼玉県桶川市桶川都市計画事業下日出谷東特定土地区画整理事業地内42街区1画地</u> に設置する。	第1条 桶川市協働推進条例(平成25年桶川市条例第12号。以下「推進条例」という。)第8条の規定に基づき市民活動を支援し、及びその促進を図るため、桶川市市民活動サポートセンター(以下「センター」という。)を <u>埼玉県桶川市下日出谷東二丁目15番地の1</u> に設置する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 3 年 8 月 2 7 日 提出

桶川市長 小 野 克 典

提 案 理 由

桶川都市計画事業下日出谷東特定土地区画整理事業の換地処分に伴う町界町名地番の変更に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。